



住宅防音工事助成対象区域見直しに伴う新たな区域案について

11月22日に厚木飛行場周辺の新たな住宅防音工事助成対象区域案が国から示されました（区域見直しの経緯については[こちら](#)をご覧ください）。

区域案は、「[市政情報やまびこ](#)」及び企画調整課で閲覧できます。

■ 区域指定までの流れ

区域案については、国（東京防衛施設局）から東京都知事に対し意見照会が行われました（同時期に、横浜防衛施設局から神奈川県知事に対する意見照会も行われています）。

東京都は、町田市の意見（12月9日に提出）を踏まえ、12月21日に東京防衛施設局へ意見書を提出しました。

国は、東京都及び神奈川県の見解提出を受け、内部の事務手続きを経て、区域を決定し、告示しますが、現在のところ、告示の時期は決まっていません。

防音工事の**手続**については、告示が行われた後になります。

■ 東京都へ提出した町田市の意見

提出した意見書は、寄せられたご意見をもとに、町田市の意見（案）を修正し、次の内容といたしました。

1 区域指定について

(1)区域の決定に当たっては、自治会の単位、一体開発された区域、狭い路地をはさんだ一体感のある区域等に配慮し、街並みを分断しないなど、きめ細かな配慮をすること。

(2)現行の基準である75Wの区域における防音対策に引き続き、「航空機騒音に係る環境基準」を遵守した70Wに向けた防音対策の一層の充実を図ること。

2 その他

(1)住民が長期にわたり航空機騒音の被害を受けていることから、従来の予算枠にとらわれず、予算を大幅に増額し、早期に防音工事の助成を完了すること。

(2)告示後、障がい者、高齢者等の世帯を最優先にするなど、工事優先順位を明らかにしたうえで、住民に対し、工事内容、工事手続き方法など、具体的な説明をおこなうこと。

(3)工事についての相談や手続きが、町田市内で行えるよう、事務所を設置すること。

■ 町田市の意見（案）に寄せられた意見

町田市の意見（案）に関して寄せられた意見は次のとおりです。お寄せいただきました意見は、東京都及び東京防衛施設局へも送付いたしました。（住所・氏名は通知していません）

1. 「町田市の考え」にあるように町並みを分割するような対応には反対。同じ町内で対象になる世帯とそうでない世帯が出てくるようでは、単なる不公平感だけでない地域社会で暮らすための住民同士の困難さが表出すると思われる。

意見「1-(1)」として提出いたしました。

2. 住宅防音工事の早期実施（実現）を望む。

意見「2-(1)」として提出いたしました。

3. 様々な福祉施設等が点在しており、騒音対策に関しても、より対応がとりにくい世帯や施設に対してケアする施策が必要である。

意見「2-(2)」として提出いたしました。

4. どのような工事がなされるのかその青写真が全く分からない。また岩国基地への移転により騒音が緩和されるのか、変わらないのか予測も全くできないという情報不足も問題である。

意見「2-(2)」として提出いたしました。

5. 市内中心部が騒音の高いのは理解できるが、高齢者や子ども達が暮らしている住宅街から優先して欲しい。

意見「2-(2)」として提出いたしました。

6. 障がい者の居る家や、老人介護保険を適用されている家を優先にして欲しい。

意見「2-(2)」として提出いたしました。

7. 住宅防音工事について相談する窓口があるのならば、広報等で教えてください。

意見「2-(3)」として提出しました。

8. 市民の為に 市役所内で書類手続きがすべて行える様にして欲しい。

防音工事助成手続きは国の事務ですので、市民の方の利便性を高めるために、意見「2-(3)」として提出いたしました。

■ 防音工事助成の手続き

工事助成の手続きについては、国による説明会が行われる予定です。開催時期、開催方法等の詳細は、現在のところ決まっていません。

手続きの時期は、告示後、説明会が終了してからとなります。しかし、町田市内で新たに工事の助成対象となる世帯は、44,000世帯といわれており、工事の助成は、複数年にわたると想定されます。

このため、国が定める工事の優先順位に基づき、順次行われることとなり、実際に各世帯が助成を受けられる時期は、現在のところ不明です。国は、告示後概ね10年程度で実施するとしています。

なお、手続きの概要については[国（横浜防衛施設局）のホームページ](#)をご覧ください。下記の連絡先にお問い合わせください。

■ 住宅防音工事についての問い合わせ先

東京防衛施設局 事業部 施設対策第三課 TEL 048-600-1821

この情報は [企画部 企画調整課](#) が発信しています。

[▲このページの上に戻る](#)